

原議保存期間	3年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各方面本部長

警察庁丁運発第147号
令和4年6月24日
警察庁交通局運転免許課長

自動車教習所における教習業務のデジタル化への対応について(通達)

一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会から、教習業務のデジタル化を推進するため、対面や書面での報告等の手続の見直し及び都道府県警察と教習所との間で統一・標準化された業務システムによるオンライン化についての要望がなされているところ、各都道府県警察においては、教習業務のデジタル化を支援するため、下記により必要な措置を講じられたい。

記

1 共通基盤上に構築される新たな運転者管理システム等を活用した申請、届出、報告等のオンライン化の推進

警察庁において、警察情報管理システムの合理化・高度化を図るため、共通基盤の構築を進めているところ、共通基盤上に構築される新たな運転者管理システムには、自動車教習所と都道府県警察の間でファイルをセキュアに交換する機能(以下「ファイル交換機能」という。別紙参照。)が設けられる予定であることから、都道府県警察においては、情報管理部門及び各都道府県の指定自動車教習所協会等と協議するなどして、ファイル交換機能又は都道府県警察の独自のシステムにおける同等の機能を用いた申請、届出、報告等のオンライン化を推進すること。

2 都道府県警察が独自に定めている報告等の見直し

自動車教習所に求めている報告等のうち、法令又は警察庁の通達に基づかないものについては、原則として廃止する方向で見直しを検討すること。

3 都道府県警察が独自に定めている報告等の方法の見直し

2の見直しを行った上で、存置することが真にやむを得ないと認められる報告等については、当該報告等について定められた様式以外のデータでの報告でも差し支えないこととするなど、教習業務のデジタル化の推進の観点を踏まえた柔軟な対応について検討すること。

4 報告

以下の事項について、別途指示する方法により、警察庁交通局運転免許課に報告すること。

- (1) 自動車教習所からの申請、届出、報告等に係るオンライン化の有無、報告手段等
- (2) 上記1に基づき、ファイル交換機能又は都道府県警察の独自システムにおける同等の機能を用いて申請、届出、報告等のオンライン化の措置を講じた場合は、その概要
- (3) 上記2及び3に基づいて講じた措置

機能名(システム機能)	概要	機能名	
ファイル交換機能	共通基盤を介し、関係機関との間でファイルをセキュアに交換する機能。	ファイルアップロード	アクセス権を有する免許センター職員、自動車教習所職員が講習・検査の結果ファイル、受検者ファイル等を、免許センター及び自動車教習所ごとに割り当てられた共有フォルダにアップロードできること。
		ファイルダウンロード	アクセス権を有する免許センター職員、自動車教習所職員が免許センター及び自動車教習所ごとに割り当てられた共有フォルダにアップロードされた講習・検査の結果ファイル、受検者ファイル等をダウンロードできること。 免許センター職員は自身が所属する都道府県に紐づく免許センターと自動車教習所、自動車教習所職員は自身が所属する都道府県に紐づく免許センターがアップロードしたファイルのみダウンロードできること。